

「子どもの人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1948 (昭 23)		「児童福祉法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言(児童権利宣言)」採択		
1979 (昭 54)	「国際児童年」		
1980 (昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		「鳥取県青少年健全育成条例」制定
1987 (昭 62)		「民法」改正(※1)	
1989 (平元)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1994 (平 6)		「子どもの権利条約」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」	
1999 (平 11)	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定	
2000 (平 12)	「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 「少年法」改正(※2) 「社会福祉法」施行	「21世紀鳥取県教育ビジョン」策定
2001 (平 13)	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際10年」(2001～2010)		
2002 (平 14)		「新子どもプラン」策定	
2003 (平 15)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	「とっとり21世紀青少年育成基本構想」策定
2004 (平 16)		「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」改正(※3) 「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(※4) 「子ども・子育て応援プラン」策定	
2005 (平 17)			「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代育成支援行動計画)」策定
2006 (平 18)		「教育基本法」改正(※5) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行	
2007 (平 19)		「少年法」改正(※6)	
2008 (平 20)		「児童虐待防止法」改正(※7) 「児童福祉法」改正(※8) 「出会い系サイト規制法」改正(※9)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※19)
2009 (平 21)		「児童福祉法」改正(※10)	
2010 (平 22)		「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・子育てビジョン」策定	「子育て王国とっとりプラン」策定
2011 (平 23)	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択		「青少年健全育成条例」改正(※20)
2012 (平 24)		「民法」改正(※11) 「児童福祉法」改正(※12) 「子ども・子育て支援法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」改正(※13) 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	「とっとり若者自立応援プラン」策定

	国連等	国	県
2013(平25)		「ハーグ条約」批准 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約実施法)」施行 「子どもの貧困対策推進法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめ防止等のための基本的な方針」策定 「民法」改正(※14)	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」施行 「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
2014(平26)		「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」改正(※15) 「児童買春、児童ポルノ禁止法」改正(※16)	「子育て王国とっとり条例」施行 「子育て王国推進指針」策定 「青少年健全育成条例」改正(※22)
2015(平27)		「児童福祉法」改正(※17) 「公職選挙法」改正(※18)	「鳥取県社会的養護推進計画」策定 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」 「とっとり若者自立応援プラン」改訂
2016(平28)		「児童福祉法」改正(※19)	

※1・・・特別養子制度を新設

※2・・・刑事処分の可能年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ。また、16歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官への逆送を原則とした改正

※3・・・児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国の将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことと明記され、児童虐待の定義の見直し、通告義務の対象拡大並びに国及び地方公共団体の責務が早期発見から自立支援までとされるなどとした改正。これにあわせ「児童福祉法」も改正

※4・・・法定刑の引き上げ、処罰規定の新設等

※5・・・国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなど全面的に改正

※6・・・警察官が触法少年の疑いがある者を発見した場合の任意調査権を明文化し、少年や保護者を呼び出して質問できる権限を明記

※7・・・目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記され、国・地方公共団体の責務として、虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」が加えられた。また、児童相談所等の権限を強化し、立入調査に関しては、親の同意が得られない場合、一定の手順を踏んだあと裁判所の許可を得て強制立入ができることとしたほか、保護者への指導や面会・通信制限の強化などの改正

※8・・・地方公共団体の「要保護児童対策地域協議会」設置を努力義務とした。「未成年後見人請求の間の親権の代行」について児童相談所長が公的な立場で職務として親権を行えるようにしたなどの改正

※9・・・出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定

※10・・・子育て支援に関する事業の制度上の位置づけを明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実等

※11・・・児童虐待の防止の観点から、期限付きで親権を制限する「親権制限制度」及び親権が制限された親に代わって子どもの世話などを行う「未成年後見制度」の見直し

※12・・・障がい児を対象とした施設を、障害者自立支援法(改正後:障害者総合支援法)より児童福祉法に一本化し管理

※13・・・幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の施設として、認可や指導監督等を一本化することなどにより、その設置を促進

※14・・・嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする改正

※15・・・ひとり親家庭等に対する支援を拡充

※16・・・児童ポルノの所持の禁止、罰則の新設など

※17・・・難病対策の制度的基盤を確立し、難病医療費助成についての予算の義務化を規定

※18・・・公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ

※19・・・児童は、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利を有することを明確化

※20・・・フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定

※21・・・青少年の深夜外出の制限について規定

※22・・・ペアレンタルコントロール及びインターネットに接続機器の販売事業者に購入者への説明と書面の交付義務を規定

「高齢者の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1966 (昭 41)		「敬老の日」指定	
1972 (昭 47)		「老人福祉法」改正 …老人医療費支給制度の創設	
1982 (昭 57)	第1回高齢化問題世界会議の開催 「高齢化に関する国際行動計画」採択		
1983 (昭 58)		「老人保健法」施行	
1986 (昭 61)		「老人保健法」改正 …老人保健施設を制度化 「長寿社会対策大綱」閣議決定	
1989 (平元)		「高齢者保健福祉推進十カ年戦略 (ゴールドプラン)」策定 …在宅サービス、施設サービスの整備 目標数値を提示	
1990 (平 2)		「老人福祉法」改正(※1)	
1991 (平 3)	「高齢者のための国連原則」採択 (5つの原則＝自立、参加、ケア、自己 実現、尊厳)	「老人保健法」改正(※2)	
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用 できる特定建築物の建築の促進 に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定 …在宅サービス整備目標を大幅に 上方修正	
1995 (平 7)		「高齢社会対策基本法」施行(※3)	
1996 (平 8)		「高齢社会対策大綱」策定	「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)		「高齢者等の雇用の安定等に関する 法律(高齢者雇用安定法)」改正 …60歳定年制の義務化等	
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「今後5か年間の高齢者保健福祉施 策の方向(ゴールドプラン21)」策定	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一 部を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通 機関を利用した移動の円滑化の促 進に関する法律(交通バリアフリー 法)」施行 「介護保険法」施行 「社会福祉法」施行	
2001 (平 13)		「新しい高齢社会対策大綱」策定 「高齢者の居住の安定確保に関する 法律(高齢者居住法)」施行(※4)	
2005 (平 17)		「介護保険法」改正(※5)	
2006 (平 18)		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護 者に対する支援等に関する法律(高 齢者虐待防止法)」施行(※6) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律(バリアフ リー新法)」施行(※7)	

年	国連等	国	県
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「介護保険法」及び「老人福祉法」改正(※8)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画)」策定
2011 (平 23)		「高齢者居住安定法」改正(※9) 「介護保険法」改正(※10)	
2012 (平 24)		「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定(H25～H29)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(鳥取県老人福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画)」策定
2014 (平 26)		「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」施行(※11)	
2015 (平 27)		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」策定(～H37) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行(※12)	

- ※1… ゴールドプランを受けて、従来の施設ケア中心型の福祉から、在宅・地域を基盤にしたケアシステムづくりを推進する体制にシフトするため、在宅サービスの推進、在宅介護支援センターの制度化、特別養護老人ホーム等への入所決定事務の市町村への移譲、「老人保健福祉計画」(市区町村、都道府県)の策定などが規定された
- ※2… 「老人訪問看護制度(老人訪問看護ステーション)」が創設され、ゴールドプランと連動しながら在宅要介護高齢者の総合的なケア体制の拠点づくりが開始された
- ※3… 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築くことを基本指針として、国及び地方公共団体による雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境の総合的な推進が規定された
- ※4… 民間賃貸住宅居住者への支援として、高齢者向け優良賃貸住宅への補助や高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度などが実施された
- ※5… 介護給付費の急激な増加が予測される中、制度の安定的な継続を可能にするため、軽度者に対する新たな予防給付の枠組みの導入、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護等の設置、「地域包括支援センター」の創設、サービスの質の確保、向上を図るための介護支援専門員1人当たりの標準担当数の変更や事業者に対する情報公表の義務付け等が規定された
- ※6… 高齢者虐待を経済的虐待など5つに分類して定義し、虐待を発見した場合の通報や迅速な事実確認など在宅介護と施設介護における虐待防止対策が規定された
- ※7… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※8… 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などが規定された
- ※9… 高齢者向け住宅の供給について、高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化し知事の登録制度が創設された
- ※10… 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援(地域包括ケア)を推進するため、医療と介護の連携の強化や介護サービスの質の向上等を図ることとした
- ※11… 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等が定められた
- ※12… 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に対して、老齢年金生活者支援給付金(保険料納付済み期間等に応じて月額5千円まで)を支給することとした

「外国人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「出入国管理及び難民認定法(入管法)」施行	
1952 (昭 27)		「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定 「外国人登録法」施行 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択		
1966 (昭 41)		「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定の実施に伴う出入国管理特別法(入管特別法)」施行	
1975 (昭 50)	「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告(ILO)」		
1990 (平 2)	「すべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1991 (平 3)		「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」施行	
1995 (平 7)		「人種差別撤廃条約」加入	
2000 (平 12)		「外国人登録法」改正(※1)	「日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則」施行
2006 (平 18)		「地域における多文化共生プラン」策定	
2007 (平 19)		「入管法」改正(※2)	
2009 (平 21)		「国籍法」改正(※3)	
2010 (平 22)		「入管法」「入管特例法」改正(※4)	
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止に伴う「新しい在留管理制度」及び「特別永住者制度」の導入(※5)	
2014 (平 26)			「ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書」県議会採択
2016 (平 28)		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行	

※1・・・ 指紋押なつ制度の廃止

※2・・・ 外交特権を有する者、政府招待者、特別永住者及び16歳未満の者以外の外国人は、入国審査にあたって、原則として、指紋採取機による両手の人差し指の指紋採取(バイオメトリクス)と顔写真の撮影を義務化

※3・・・ 出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、父母が結婚していることという要件を削除(認知のみで国籍取得を可能に)

※4・・・ 外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度、特別永住制度の導入

※5・・・ 外国人登録法の廃止により、外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付

「病気にかかわる人の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1907 (明 40)		「癩予防ニ関する件」成立	
1916 (大 5)		「癩予防ニ関する件」改正(※1)	
1931 (昭 6)		「癩予防法」制定	
1953 (昭 28)		「癩予防法」を一部改正した「らい予防法」施行(※2)	
1972 (昭 47)		「難病対策要綱」策定	
1988 (昭 63)	WHO「世界エイズデー」提唱		
1989 (平元)		「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行	
1996 (平 8)		「らい予防法」廃止	
1997 (平 9)		「医療法」改正(※3)	
1999 (平 11)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」制定 「エイズ予防法」廃止	
2001 (平 13)		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」施行	「長島愛生園と邑久光明園」知事訪問
2002 (平 14)			鳥取県ハンセン病資料集「風紋のあかり」作成
2003 (平 15)		「診療情報の提供等に関する指針」策定	「鳥取県医療相談支援センター」設置
2004 (平 16)		「医療・介護関係事業者における個人情報情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」制定	
2005 (平 17)			「鳥取県難病・相談支援センター」設
2006 (平 18)		「診療報酬」改定(※4) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正(※5) 「エイズ予防指針」改正(※6)	
2007 (平 19)		「医療法」改正(※7)	「鳥取県医療安全支援センター」設置(名称変更)
2008 (平 20)	第8回国連人権理事会で「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」設置
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行	
2010 (平 22)	第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2012 (平 24)		「エイズ予防指針」改正(※8)	
2013 (平 25)		法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※9)	「鳥取県保健医療計画」改訂(※10)
2014 (平 26)		「健康・医療戦略推進法」施行	「第3次鳥取県地域医療再生計画」変更(※11) 「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」策定
2015 (平 27)		「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「医療法」改正(※12)	

※1… 療養所長に懲戒検束権を付与

※2… 強制隔離継続、強制入所、患者の従業禁止、汚染場所の消毒、物件の消毒廃棄、入所者の外出禁止、所長の秩序維持を規定

※3… インフォームド・コンセント(患者に対する十分な説明と同意)の努力義務を規定

※4… セカンドオピニオンのための紹介状の作成が情報提供料として加算できることになり、保険診療報酬の評価項目として位置付けられたことで患者も医師にセカンドオピニオンを希望しやすくなった

※5… 人権の尊重を明記

※6… 国と地方の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、「普及啓発及び教育」「検査・相談体制の充実」「医療提供体制の再構築」などの施策に取り組むことを規定

※7・・・患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援することが規定

※8・・・「検査相談体制」の位置づけを強化

※9・・・難病患者等を法の対象に追加

※10・・・住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立

※11・・・医師・看護師の確保、在宅医療の推進、災害医療体制の充実

※12・・・医療事故に係る調査の仕組み等を確立し、医療の安全を確保

項目	内容	備考
	「医療法」第10条第1項第1号の2第2号	100-100-1001
	「医療法」第10条第1項第1号の2第3号	100-100-1002
	「医療法」第10条第1項第1号の2第4号	100-100-1003
	「医療法」第10条第1項第1号の2第5号	100-100-1004
	「医療法」第10条第1項第1号の2第6号	100-100-1005
	「医療法」第10条第1項第1号の2第7号	100-100-1006
	「医療法」第10条第1項第1号の2第8号	100-100-1007
	「医療法」第10条第1項第1号の2第9号	100-100-1008
	「医療法」第10条第1項第1号の2第10号	100-100-1009
	「医療法」第10条第1項第1号の2第11号	100-100-1010
	「医療法」第10条第1項第1号の2第12号	100-100-1011
	「医療法」第10条第1項第1号の2第13号	100-100-1012
	「医療法」第10条第1項第1号の2第14号	100-100-1013
	「医療法」第10条第1項第1号の2第15号	100-100-1014
	「医療法」第10条第1項第1号の2第16号	100-100-1015
	「医療法」第10条第1項第1号の2第17号	100-100-1016
	「医療法」第10条第1項第1号の2第18号	100-100-1017
	「医療法」第10条第1項第1号の2第19号	100-100-1018
	「医療法」第10条第1項第1号の2第20号	100-100-1019
	「医療法」第10条第1項第1号の2第21号	100-100-1020
	「医療法」第10条第1項第1号の2第22号	100-100-1021
	「医療法」第10条第1項第1号の2第23号	100-100-1022
	「医療法」第10条第1項第1号の2第24号	100-100-1023
	「医療法」第10条第1項第1号の2第25号	100-100-1024
	「医療法」第10条第1項第1号の2第26号	100-100-1025
	「医療法」第10条第1項第1号の2第27号	100-100-1026
	「医療法」第10条第1項第1号の2第28号	100-100-1027
	「医療法」第10条第1項第1号の2第29号	100-100-1028
	「医療法」第10条第1項第1号の2第30号	100-100-1029
	「医療法」第10条第1項第1号の2第31号	100-100-1030
	「医療法」第10条第1項第1号の2第32号	100-100-1031
	「医療法」第10条第1項第1号の2第33号	100-100-1032
	「医療法」第10条第1項第1号の2第34号	100-100-1033
	「医療法」第10条第1項第1号の2第35号	100-100-1034
	「医療法」第10条第1項第1号の2第36号	100-100-1035
	「医療法」第10条第1項第1号の2第37号	100-100-1036
	「医療法」第10条第1項第1号の2第38号	100-100-1037
	「医療法」第10条第1項第1号の2第39号	100-100-1038
	「医療法」第10条第1項第1号の2第40号	100-100-1039
	「医療法」第10条第1項第1号の2第41号	100-100-1040
	「医療法」第10条第1項第1号の2第42号	100-100-1041
	「医療法」第10条第1項第1号の2第43号	100-100-1042
	「医療法」第10条第1項第1号の2第44号	100-100-1043
	「医療法」第10条第1項第1号の2第45号	100-100-1044
	「医療法」第10条第1項第1号の2第46号	100-100-1045
	「医療法」第10条第1項第1号の2第47号	100-100-1046
	「医療法」第10条第1項第1号の2第48号	100-100-1047
	「医療法」第10条第1項第1号の2第49号	100-100-1048
	「医療法」第10条第1項第1号の2第50号	100-100-1049
	「医療法」第10条第1項第1号の2第51号	100-100-1050
	「医療法」第10条第1項第1号の2第52号	100-100-1051
	「医療法」第10条第1項第1号の2第53号	100-100-1052
	「医療法」第10条第1項第1号の2第54号	100-100-1053
	「医療法」第10条第1項第1号の2第55号	100-100-1054
	「医療法」第10条第1項第1号の2第56号	100-100-1055
	「医療法」第10条第1項第1号の2第57号	100-100-1056
	「医療法」第10条第1項第1号の2第58号	100-100-1057
	「医療法」第10条第1項第1号の2第59号	100-100-1058
	「医療法」第10条第1項第1号の2第60号	100-100-1059
	「医療法」第10条第1項第1号の2第61号	100-100-1060
	「医療法」第10条第1項第1号の2第62号	100-100-1061
	「医療法」第10条第1項第1号の2第63号	100-100-1062
	「医療法」第10条第1項第1号の2第64号	100-100-1063
	「医療法」第10条第1項第1号の2第65号	100-100-1064
	「医療法」第10条第1項第1号の2第66号	100-100-1065
	「医療法」第10条第1項第1号の2第67号	100-100-1066
	「医療法」第10条第1項第1号の2第68号	100-100-1067
	「医療法」第10条第1項第1号の2第69号	100-100-1068
	「医療法」第10条第1項第1号の2第70号	100-100-1069
	「医療法」第10条第1項第1号の2第71号	100-100-1070
	「医療法」第10条第1項第1号の2第72号	100-100-1071
	「医療法」第10条第1項第1号の2第73号	100-100-1072
	「医療法」第10条第1項第1号の2第74号	100-100-1073
	「医療法」第10条第1項第1号の2第75号	100-100-1074
	「医療法」第10条第1項第1号の2第76号	100-100-1075
	「医療法」第10条第1項第1号の2第77号	100-100-1076
	「医療法」第10条第1項第1号の2第78号	100-100-1077
	「医療法」第10条第1項第1号の2第79号	100-100-1078
	「医療法」第10条第1項第1号の2第80号	100-100-1079
	「医療法」第10条第1項第1号の2第81号	100-100-1080
	「医療法」第10条第1項第1号の2第82号	100-100-1081
	「医療法」第10条第1項第1号の2第83号	100-100-1082
	「医療法」第10条第1項第1号の2第84号	100-100-1083
	「医療法」第10条第1項第1号の2第85号	100-100-1084
	「医療法」第10条第1項第1号の2第86号	100-100-1085
	「医療法」第10条第1項第1号の2第87号	100-100-1086
	「医療法」第10条第1項第1号の2第88号	100-100-1087
	「医療法」第10条第1項第1号の2第89号	100-100-1088
	「医療法」第10条第1項第1号の2第90号	100-100-1089
	「医療法」第10条第1項第1号の2第91号	100-100-1090
	「医療法」第10条第1項第1号の2第92号	100-100-1091
	「医療法」第10条第1項第1号の2第93号	100-100-1092
	「医療法」第10条第1項第1号の2第94号	100-100-1093
	「医療法」第10条第1項第1号の2第95号	100-100-1094
	「医療法」第10条第1項第1号の2第96号	100-100-1095
	「医療法」第10条第1項第1号の2第97号	100-100-1096
	「医療法」第10条第1項第1号の2第98号	100-100-1097
	「医療法」第10条第1項第1号の2第99号	100-100-1098
	「医療法」第10条第1項第1号の2第100号	100-100-1099

「刑を終えて出所した人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)		「犯罪者予防更生法」施行	
1950 (昭 25)		「更生緊急保護法」施行 「保護司法」施行	
1954 (昭 29)		「執行猶予者保護観察法」施行	
1996 (平 8)		「更生保護事業法」施行	
1999 (平 11)		「保護司法」改正	
2006 (平 18)		「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書	
2008 (平 20)		「更生保護法」施行 「経済財政改革の基本方針2008」(閣議決定)(※1) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議)(※2)	
2010 (平 22)			「鳥取県地域生活定着支援センター」の開設
2011 (平 23)		全都道府県に「地域生活定着支援センター」を開設	
2012 (平 24)		「再犯防止に向けた総合対策」(犯罪対策閣僚会議)	
2013 (平 25)		「更生保護法」改正 「世界一安全な日本」創造戦略(閣議決定)	
2016 (平 28)		「刑法」改正及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」施行(※3)	

※1… 再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する

※2… 高齢・障がい等により、自立が困難な出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、(刑務所に社会福祉士・精神保健福祉士を配置し、)刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域毎に1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する

※3… 受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止を目的として、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等を対象に、一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する「刑の一部執行猶予制度」を定める